

平成 28 年度米沢市総合教育会議（第 1 回）

日時：平成 28 年 11 月 16 日（水）

午後 3 時 30 分～

場所：教育委員室

次 第

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・調整事項

(1) 米沢市総合教育会議運営要綱（案）について

(2) 米沢市立学校施設煙突用断熱材石綿調査の報告と今後の対応について

(3) その他

4 閉会

米沢市総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、米沢市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協議事項等）

第2条 法第1条の4第1項第1号に該当する協議及び調整事項のうち、次の各号に掲げるものは、定期的に協議を行うものとする。

- (1) 大綱に掲げた事項の進捗に関する事
- (2) 教育委員会の新年度予算に係る意見聴取に関する事

（会議の招集）

第3条 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の場所、日時及び協議又は調整すべき事項を教育委員会へ書面により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 市長は、教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、又は、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、市のホームページに掲載して公表するものとする。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を市のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、緊急に会議を公開しないこととする場合は、この限りでない。

（議事録）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを市のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言の概要

（事務局）

第6条 会議の事務を処理させるため、事務局を教育委員会教育総務課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

平成 28 年 11 月 16 日
米沢市総合教育会議

米沢市立学校施設煙突用断熱材石綿調査の報告と今後の対応について

○ 概要

平成 26 年 6 月 1 日より石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正が施行されました。これに伴い、文部科学省から「平成 26 年 7 月 14 日付 26 文科施第 197 号学校施設等における石綿含有保温材等（※）の使用状況調査（特定調査）について（依頼）」により調査依頼がありましたので、これまでの経緯と調査結果及び今後の対応について報告いたします。

※ 石綿含有保温材等：保温材、耐火被覆材、煙突用断熱材

1 調査の経緯について

（1）保温材、耐火被覆材の調査

教育委員会の職員が平成 26 年 8 月 12 日から 9 月 10 日に実施しました。対象となる小中学校について巡回し、室内等に露出して設置されているものの劣化・損傷等の状況（ばく露のおそれ）を目視により調査しました。

（2）煙突用断熱材の調査

煙突用断熱材については、平成 26 年度に凶面の調査及び外観の確認を行い煙突の設置状況を把握しました。なお、石綿の有無については、判別することができなかつたため、平成 27 年度予算で専門業者への調査依頼を行い、平成 27 年 10 月 28 日から 11 月 30 日にかけて調査を行いました。完了検査は平成 27 年 12 月 9 日に実施しました。

2 調査結果について

（1）保温材、耐火被覆材の調査

保温材及び耐火被覆材については、劣化しており、材質が不明の保温材が 2 箇所ありましたが、その後、確認した結果、いずれも石綿を含んでいませんでした。劣化した保温材は、その後補修を行いました。

（2）煙突用断熱材の調査

煙突用断熱材について、専門業者へ調査を依頼し、次のとおり報告を受けました。

No.	採取場所		測定結果 石綿含有率%	煙突使用 状況	目視による 劣化判定※1	石綿飛散の 可能性※2
1	南部小学校	暖房用 ボイラー煙突	アモサイト 84%	未使用	○	△
2	北部小学校	暖房用 ボイラー煙突	アモサイト 47%	使用中	○	◎
3	愛宕小学校	給湯用 ボイラー煙突	アモサイト 86%	未使用	△	△
4	万世小学校	暖房用 ボイラー煙突	アモサイト 68%	使用中	△	△
5		給湯用 ボイラー煙突	アモサイト 62%	未使用	△	△
6	南原小学校	給湯用 ボイラー煙突	無検出	未使用	△	×
7	松川小学校	給湯用 ボイラー煙突	無検出	未使用	△	×
8	第二中学校	暖房用 ボイラー煙突	アモサイト 62%	未使用	○	○
9	第三中学校	暖房用 ボイラー煙突	アモサイト 42%	未使用	○	○

※1 ○：劣化している（石綿含有断熱材が剥き出しており、毛羽立ち等の劣化が見られる）

△：状況不明（煙突頭頂部と灰出し口は劣化が見られないが、煙突中部は確認できないため不明）

※2 ◎：可能性は高い ○：可能性は低い

△：可能性は極めて低い ×：可能性はない

3 文部科学省からの対策要請の内容について

「平成27年10月16日付27文科施第351号学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）の結果について（通知）」によると、劣化、損傷等がある煙突を保有する機関においては、使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じること。使用停止した煙突は、速やかに囲い込み等の処置を講じること。

4 調査結果を受けての対応について

前項の文部科学省通知を受けているにも関わらず、調査結果を受けて暖房ボイラーの使用を中止すべきところ、この措置を取らずそのまま使用を継続しておりました。児童生徒、保護者の皆様をはじめ、市民の皆様、多くの関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳なく感じ

ております。

5 平成 28 年度中の今後の対応について

(1) 北部小学校と万世小学校の暖房ボイラー使用を中止

2 - (2) の結果を受けて、暖房ボイラーを使用中で石綿飛散の可能性が高いとされた北部小学校及び煙突頭頂部と灰出し口は劣化が見られないが、煙突中部は確認できないため不明とされた万世小学校については、この秋から暖房ボイラーの使用を中止しています。

(2) 暖房の代替品

暖房ボイラーの使用中止期間中は、代替として各室に業務用ヒーター及びファンヒーターを設置しています。

(3) 石綿飛散状況の確認

保護者の方からの声や関係機関からの助言を踏まえて、煙突を使用していた北部小学校と万世小学校について、石綿飛散状況の確認を行うための測定調査を実施したいと考えています。

現在、大気中の石綿濃度に対する環境基準はありませんが、大気汚染防止法施行規則（※1）により石綿に係る敷地境界基準が大気 1 リットル中 10 本と規定されています。

※1 大気汚染防止法施行規則 (敷地境界基準)

第十六条の二 石綿に係る法第十八条の五（※2）の敷地境界基準は、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本であることとする。

※2 大気汚染防止法 (敷地境界基準)

第十八条の五 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、環境省令で定める。

(4) 北部小学校と万世小学校の石綿飛散防止対策

暖房ボイラー用煙突について、囲い込み工法により石綿の飛散や損傷防止等を図ります。また、暖房ボイラー用煙突をどのように改修するかについては、別途検討を進めます。

※ 囲い込み工法とは、石綿含有建材等を残したまま板状材料等で覆うことで、飛散や損傷防止等を図る方法で、除去するよりコストが安く、工期が短いメリットがあります。

6 平成 29 年度の対応について

(1) 北部小学校と万世小学校

業務用ヒーター及びファンヒーターについては、新年度も当面（寒さが和らぐまで）使用します。

(2) 北部小学校と万世小学校以外の小中学校

囲い込み工法により石綿の飛散防止等を図ります。

7 説明会の日程

(1) 北部小学校保護者説明会

日時 平成 28 年 11 月 17 日（木） 午後 7 時から
場所 北部小学校 体育館

(2) 北部地区住民説明会

日時 平成 28 年 11 月 24 日（木） 午後 7 時から
場所 置賜総合文化センター 1 階 ホール